

資料

No. 2 - 1

失業等給付についての論点

失業等給付についての論点

1. 「65歳以降への対処」について

- 高齢者雇用の現状との関係についてどう考えるか。
- 年金支給開始年齢に達した層を適用対象とすることについてどう考えるか。
- 65歳以降の者を適用対象とすることは、短時間勤務、臨時的雇用等の多様な働き方を選択する層を適用対象とすることになるが、これについてどう考えるか。
- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「65歳以降への対処については、雇用保険制度の課題としてだけではなく、65歳以降の企業における働き方や年金との関係を含めた全体的な議論の中で考えるべき」とされたことを踏まえ、65歳以降への対処についてどう考えるか。

2. 「高齢継続給付のあり方」について

- 改正高年齢雇用安定法の施行状況を踏まえ、どのように対応すべきか。
- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされたことを踏まえ、高齢継続給付のあり方についてどう考えるか。

3. 「教育訓練給付のあり方」について

- 平成21年12月28日の雇用保険部会報告における「今後の課題」において、「教育訓練給付については、効果的な実施が図られているかとの観点から、制度の活用状況を十分に把握すべき」とされたことを踏まえ、教育訓練給付のあり方についてどう考えるか。